周南市立新南陽市民病院

総合医療情報システム更新業務

仕様書

周南市　健康医療部病院管理室

令和６年１月

１．基本的事項

(1) 総則

周南市立新南陽市民病院総合医療情報システム更新業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、市民病院が導入する総合医療情報システムについて、本業務の円滑な実施を実現するためにその仕様について、受託者の行う業務の範囲、それぞれの責務、その他システムの導入に係る必要な条件等を定めたものである。

(2) 件名

「周南市立新南陽市民病院　総合医療情報システム更新業務」

(3) 履行場所

　　　　周南市立新南陽市民病院

(4) 目的、経緯

現在、新南陽市民病院では電子カルテシステムを中心とした総合医療情報システムを導入し、各部門システムも含め稼働している。平成２７年度の導入から８年目を迎え、サーバや医療情報端末などの機器の老朽化も懸念されることから、令和６年度にシステムの更新を予定している。また、ランサムウェア対策等のサイバーセキュリティ対策についても、「医療情報システム安全管理に関するガイドライン」等に則り、必要な対策が可能なシステム基盤の構築が求められている。

今日、医療の高度化、迅速化、正確さが求められる中、総合的な医療サービスを提供していくうえでは、電子カルテシステムを中心とした総合医療情報システムは必要不可欠なものとなってきている。

患者の情報を総合的に管理し、より効率的で効果的な診療を確保することによって、地域に安心・安全な医療を提供するためにも、新しい機器や制度に対応していけるシステムの導入が急務である。

２．対象と納入成果物

(1) 対象

既存の総合医療情報システム（電子カルテシステム等）の更新に係る次の業務全般を含んだ作業、及び機器の更新等を対象とする。本業務の全体的な要求仕様（非機能要件、機能要件全て）については、「総合医療情報システム　要求仕様書」のとおりとする。

ア．現行システムからの移行に伴う情報の洗い出し、分析、調査業務

（打合せ協議、資料の収集整理、設計等を含む）

イ．パッケージソフト等によるシステム構築

ウ．ハードウエア環境の整備、設定及びネットワーク設定

エ．現行の基幹システム（電子カルテシステム、医事会計システム等）からのデータ移行

オ．部門システムの更新（データ移行含む）とデータ連携

カ．職員に対するシステム操作研修

キ．その他本システム構築に必要な作業

(2) 納入成果物

システムの納入に関し、導入業者は新システムの設計書や設定内容記録、運用マニュアル･管理マニュアル・操作マニュアル、障害時の復旧マニュアル等の各種文書を作成して納入する。

これらについては、電子データも併せて納入すること。

３．更新業務及び機器の仕様

(1) 基本的な要件

ア．パッケージの改修等

提供されるパッケージソフトウエアに対する改造、改修は基本的には行わず、原則として国、県の制度や法令に準拠したものであること。

また、既存システムで実行中の業務を極力継承できること。なお、やむを得ず改修が必要なものについては協議して決定することとする。

イ．サポート体制の整備

制度改正においては迅速な対応が必要であるため、システムの正常な運営を維持するためのサポート体制を整備すること。特に国の動向をいち早く確認できること。

ウ．部門システム等との連携

既存の稼動している部門システム等との連携は必須であり、データ連携をスムーズに行うこと。

(2) クライアントの構成

既設の通信機器は新たな機器で入れ替えを行い、ネットワーク環境を構築すること。今回更新するLAN環境（ケーブル類は継続利用）を利用し、システム改修の際には極力、クライアント端末毎に作業を行う必要がないようにすること。

(3) データ移行

ア．移行データ

病院の既存の基幹システム及び部門システムで保有するデータは、基本的に全データを移行するものとする。どうしても移行することができないシステムやデータ等がある場合は、その対象を明⽰し代替案を提示すること。また、移⾏できないことによって病院の業務に影響があるものは、その対応を含め明⽰すること。

移行予定データの提供については、現行システムでの指定様式で行うものとする。

また、データ移行範囲や移行方法等の問題により既存電子カルテの参照環境が必要な場合は、過去のカルテ情報が参照できるシステムを導入（既存ベンダによる「参照カルテシステム」の構築）し、過去データの参照を可能にすること。

イ．作業分担

移行作業は、導入業者が主体となって行うこと。

移行データは、導入業者において、導入システムのフォーマットに変更して移行すること。

なお、現在の電子カルテシステムのデータ、及びそれぞれの部門システムのデータの抽出作業については現行システムの管理業者が行うが、本業務の受託者（導入業者）の責任の下、行うこと。

(4) 機能要件

ア．システム全般

通常において、他病院等においても標準的に使用される機能を有していること。

現行業務は極力継承すること。

イ．ソフトウエア

パッケージソフトウエアは、信頼性の高さ、安定性、実績、製品の継続サポートなどを考慮したものであること。

法改正及び新規事業の追加等に柔軟に対応できるよう、拡張性に優れたシステムであること。

ウ．個別の詳細機能については、「総合医療情報システム　要求仕様書」のとおりとする。

(5) 動作環境及び機器構成

ア．サーバ

サーバの種類、ＯＳ、ＣＰＵ、メモリなどのスペックは導入業者の提案により、システムの処理速度の最適化を考慮したものとする。最低限のスペックに関しては、「総合医療情報システム　要求仕様書」に記載のとおりとする。

イ．サーバの設置場所

病院が指定する場所（本館２階のサーバ室を想定）とし、ラック内に格納するものとする。サーバ室は設置スペースに限りがあるため、導入業者は、既存ベンダと必要な調整を行うこと。部門システムのサーバに関しては、一部各部門の指定の場所に設置するものとする。（タワー型も可）

なお、サーバ設置に関する詳細は、「総合医療情報システム　要求仕様書」の「02.ソフトウェア・ハードウェア基本要件」のとおりとする。

ウ．利用端末（クライアント）、周辺機器

機器台数については、別掲の「医療情報端末及び周辺機器一覧（次期）」及び「部門専用端末及び周辺機器一覧（次期）」に記載する端末および周辺機器の台数を使用できるものとする。パソコンについては新規購入とし、その他継続して使用できる周辺機器は新システム稼働後も可能な限り活用できるように提案すること。

現在電子カルテ端末上で動作している部門システム及び今回から電子カルテ端末上で動作させる部門システムについては、最新ＯＳ及びサポートされたブラウザで動作するように対応すること。

エ．ネットワーク

　　　　①　院内ネットワーク

ネットワーク機器（コアスイッチ、サーバスイッチ、フロアスイッチ、POEスイッチ、インジェクター、エッジスイッチ、無線アクセスポイント等）については全て更新対象とし、別掲の「既存のネットワーク構成図」を参考に導入する機器及び構成に関して提案すること。院内においては、現在の電子カルテのネットワーク、放射線部門のネットワーク、検査部門のネットワーク、その他部門システム（AI問診システム等）に接続し、LANケーブルは既存のケーブルを継続利用とする。

　　　　②　周南市介護老人保健施設ゆめ風車

同施設の必要箇所において電子カルテのネットワークに接続し、支障なく稼働すること。

③　ネットワーク設定要件

既存ネットワーク上で稼働するための必要な設定については導入業者で行うものとする。

４．情報セキュリティの確保

(1) 情報セキュリティ対策

導入するシステムは情報セキュリティに十分配慮したものとし、不正アクセスや盗難、改ざん、漏えい、消失が発生しないように対策を講じたものであり、遅延・停止が発生することなく安定的にサービスを提供できるものであること。

また、今回調達範囲の全てのシステムについて、医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を作成して提出すること。なお、ネットワークや端末環境に依存する事項もあるため、必ずプライムベンダ（電子カルテ構築事業者）にて、取りまとめて提出すること。（リモート保守を行う場合はSDSも必要である。）

(2) 認証

電子カルテシステムのログインにおいては、二要素認証を行うこと。就業管理システムにて発行されるICカード（FeliCa Light-S）を用い、既存のNFCカードリーダ（RC-S380）及び新規調達品であるNFCカードリーダを活用して認証できるようにすること。また、アクセスログ管理、外部への情報漏えい対策を有したシステムであること。

(3) ウイルス対策

ウイルス対策のため、ウイルス対策ソフトのインストール等、必要な対策を行うこと。また、集中管理に対応したウイルス対策ソフトを導入すること。

(4) ガイドラインの遵守

以下のガイドライン（令和７年２月稼働時点の最新版）に対応した医療情報システム及びサービスであり、導入業者はガイドラインに則りシステム構築及び運用保守を行うこと。また、ガイドラインの改版時にも柔軟に対応することができること。

・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン

・医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン

５　サポート体制及び保守業務

(1) 研修・立会い

ア．本稼働前に病院職員に対して操作研修を行うこと。

イ．研修会場は病院で確保するものとし、その他必要な機材は導入業者で準備すること。

ウ．稼働開始時の立会い、操作説明等の支援を行うこと。

(2) オンサイトサポート

障害発生時には、サービス拠点から専門スタッフを派遣することにより速やかに対応し、状況の説明及び対策の説明を行うこと。また速やかに復旧させること。

(3) オンラインサポート

ア．サポートセンター等において、業務の知識、システムの知識に精通した専門スタッフを配置していること。

イ．ハードウエアとアプリケーション、ネットワークに関する問い合わせ等を24時間365日、一元的に受付けるサポート窓口を設けること。基幹システム（電子カルテシステム、医事会計システム）以外についても一次窓口として連絡を受け付け、関係ベンダへ展開すること。なお、24時間365日対応のサポート窓口がない場合でも、緊急時対応として24時間365日連絡つく体制をとること。

(4) 法改正に伴う対応

ア．法改正等によるシステムの変更が必要となった場合には、大規模、小規模に関わらず、関連する医事会計システム、電子カルテシステムの更新作業（プログラム変更、設定変更、マスタ変更など）を保守の範囲内で対応すること。当該費用を見込んで保守費用に含めること。

部門システムについては、保守の範囲に診療報酬改定対応を含んでいる部門システムは含めるものとし、それ以外は、その都度、必要な作業内容と見積書を提出し、担当職員へ説明して承認を得ること。

(5) 報告

　　　ア．保守に関する作業後は、その内容について文書で報告するものとし、システムの設定情報の変更は適切に記録するものとする。

(6) 保守業務契約について

　　　ア．保守業務に関する契約は、受託業者選定後に必要な協議を行い、業務委託契約を締結するものとする。

　　　イ．リモート保守を行う場合は必要な環境を構築すること。

　　　　　リモート保守を実施する場合は、その記録（操作者、開始時間、終了時間、作業内容等）を病院担当者に報告すること。

６　システムの導入体制と稼動時期（予定）

(1)　稼働時期

令和７年２月１日（土）とする。

　　　　なお進行状況により稼働日の変更を生じる場合は、協議の上変更可能とする。

(2)　導入体制

　　　　システム導入責任者を定め、システム導入を円滑に行う体制を整備すること。

　　　　管理、運営体制について書面で提出し、病院の承認を得ること。体制を変更する場合は、事前に協議し、承認を得ること。

　　　　進捗管理を行うために、事前に導入スケジュールを提出し、それに沿って導入作業及び工程会議等を行うこと。また、会議終了後は５営業日以内に議事録を提出すること。

７　契約

(1)　契約方法

周南市の規定による。その他、「周南市立新南陽市民　病院総合医療情報システム更新業務提案書作成要領」（以下、「提案書作成要領」という。）に示すとおりとする。

(2)　検査・支払

検査に合格した後に当該契約に係る請求書を提出する。

周南市は適法な請求書が到達してから３０日以内に支払う。

８　選定について

　・　本仕様書に基づく提案書、要求仕様書、見積書（導入金額＋７年間の保守金額）、プレゼンテーションの総合評価を実施し導入業者を選定する。なお、選定結果については個別に通知を行うが、総合評価の詳細については公開しない。

・　提案書の作成方法等については、「提案書作成要領」に示すとおりとする。

* 本仕様書に基づくプロポーザルは、新システム導入に係る契約の事業者を選定するものであり、仕様並びに契約等については、協議の後、契約に至るものである。従って、選定結果が必ずしも契約締結を確約するものではないこと、並びに提案どおりの内容及び価格での契約を保障するものではないことに留意すること。

９　その他留意事項

(1)　法改正等においては、国からの改正内容の情報提供の遅れなど、受託者の責に帰さない要因による遅延が生じた場合は、協議のうえでお互いに誠意を持って対応するものとする。

(2)　その他本仕様書に記載のない事項に関し、必要と思われるものは別途協議のうえ、決定するものとする。